

福岡工業大学 機関リポジトリ

FITREPO

Title	衛星リモートセンシングに関する国際法について
Author(s)	中川 智治
Citation	福岡工業大学総合研究機構研究所所報 第2巻 P119-P123
Issue Date	2020-2
URI	http://hdl.handle.net/11478/1494
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher

Fukuoka Institute of Technology

衛星リモートセンシングに関する国際法について

中川 智治 (社会環境学部社会環境学科)

International Law of Satellite Remote Sensing

Tomoharu NAKAGAWA (Department of Socio-Environmental Studies, Faculty of Socio-Environmental Studies)

Abstract

In November 2017, Japanese government announce “Order for Enforcement of the Act on Ensuring Appropriate handling of Satellite Remote Sensing Data (Cabinet Order No.282 of November 15, 2017)” through official gazette. Recently, a large number of Small Satellites launched by the United States, Russia and China and having several Remote Sensing Services in prospect. In this article, I will show the current regulation relating to the Satellite Remote Sensing by International Law.

Keywords : Satellite Remote Sensing, Principles Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space

1. はじめに

2017年(平成29年)11月15日、日本の「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」(いわゆる「衛星リモートセンシング法」あるいは「リモセン法」)の施行期日が政令によって定められ、同法は施行された¹。これは、近年、民間の衛星リモートセンシング技術が大きく向上し、高分解能、高頻度、高鮮度な衛星リモートセンシングが、少数の国家機関による独占的利用の時代から、民間事業者等が主導する広範な利用の時代へと転換しつつあることを受けたものである²。そして当該法の位置付けに関しては、衆議院内閣委員会における法案の提案理由説明において、「民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では既にこれを適切に管理するための法制度整備がなされて」いる点について指摘すると共に、そのような法制度を備えていない場合の危険性として、「高性能な衛星リモートセンシング記録は、悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡ると国際社会の平和の確保等に支障を生ずるおそれがある(傍点は筆者追加)」と指摘している³。同法の射程は、国内法及び国際法の双方にまたがる⁴。

本稿では、衛星リモートセンシングに関連する国際法及び衛星リモートセンシングによって得られた衛星画像に関する国際裁判における取扱いについて整理することとしたい。

2. 衛星リモートセンシングに関連する国際法上の論点

衛星リモートセンシングに関連する国際法上の論点として以下のものを指摘できる⁵。

まず、衛星リモートセンシングによる地球に関する情報の取得が、宇宙空間から行われることから、その活動の前提となっている人工衛星への宇宙空間への打ち上げ行為自体は、1967年「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies) (以下、OSTと略す。)」の適用を受ける⁶。とりわけ、OST第6条では、「宇宙空間における活動に対する国家の責任」が定められ、第7条では「宇宙活動に関する損害に対する当事国の責任」が定められ、そして、第8条では「宇宙空間に発射された物体に対する管轄権、所有権等」が定められている⁷。もっとも、衛星リモートセンシング自体を規律する規定に関しては、OSTには含まれていない。

一方、衛星リモートセンシングに関する国際法に関しては、1973年12月18日の国連総会決議3182 (XXVIII)において、リモートセンシング衛星による地球資源の探査の法的意味合いについて検討を行わせることを決議したことによって検討が始められた⁸。この当時すでに米国は、地球資源技術衛

星 (Earth Resource Technology Satellite: ERTS) として、後のランドサット 1 号(Landsat 1)の運用を開始していた。ランドサット 1 号の解像度は 80m であるとされている⁹。

この当時、発展途上国を中心に被撮影国による同意の必要性を主張する国々があった¹⁰。この点に関して米国は、衛星リモートセンシングに適用可能な国際法の不存在を理由に反対の立場を示している¹¹。その後、社会主義諸国からは、50m 以上の解像度の撮影に関しては、事前の同意が必要との主張があった¹²。この主張は、1978 年の「宇宙空間からの地球のリモートセンシング・データの移転と利用に関するモスクワ条約」に沿った主張であった¹³。これに対して米国は、1973 年から実施していた「スカイラブ計画 (Skylab programme)」では、15m から 20m の解像度の撮影に関して問題が生じていないとの発言を行っている¹⁴。

最終的に、1986 年の国連総会第 41 会期において「宇宙空間からの地球のリモートセンシングに関する原則 (Principles Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space) (A/RES/41/65) (以下、PRS と略す。))」が採択された¹⁵。PRS は、原則 I (a)において「リモートセンシング」を「天然資源管理、土地利用及び環境保護を改善する目的で行われ、探査対象物から放射(emitted)、反射(reflected)あるいは回折(diffracted)される電磁波の特性を利用する宇宙空間からの地球表面の探査」と定義している。このことから PRS が規律対象とする衛星リモートセンシングの範囲に関して、超高分解能(VHR: Very High resolution)なデータ (分解能 10m 以下) は PRS の対象外であるとの指摘がある¹⁶。また、そもそも PRS は、宇宙空間から地球のリモートセンシング活動一般を包括的に規律するものではなく、軍事衛星の情報収集活動等に関するの規範を直接導き出せるものではないとの指摘がある¹⁷。

では、衛星リモートセンシングによって取得された衛星画像について、国際裁判においてどのように評価されるのであろうか？

3. 国際裁判における衛星画像の取扱い

国際裁判における衛星画像の取扱いに関連ある国際裁判の先例として、1986 年のブルキナファソ・マリ国境紛争事件がある。

本件は、1983 年 10 月 20 日に、上ヴォルタ共和国 (1984 年 8 月 4 日にブルキナファソ共和国に国名変更) とマリ共和国が、1983 年 9 月 16 日に締結した両国間の国境画定問題を国際司法裁判所 (以下、ICJ と称する) の特別裁判部に付託する特別合意を、ICJ 書記に通知したことに端を発する¹⁸。ICJ は、

1985 年 4 月 3 日の命令で、ラックス、ルーダ、ベジヤウィ及び特別裁判官ルシェーレとアビ＝サーブの 5 名で構成される特別裁判部を設置した¹⁹。両当事国は、1985 年 12 月 30 日及び 1986 年 1 月 7 日に、それぞれ仮保全措置 (provisional measure) を要請している²⁰。ICJ は、1986 年 1 月 10 日に仮保全措置を指示している²¹。本案に関する判決は 1986 年 12 月 22 日に言い渡されている²²。

ブルキナファソ・マリ国境紛争事件では、国境画定あるいは国際領域紛争における地図の位置づけについて、以下の様に述べている。

「国境画定あるいは国際領域紛争において、地図は、事件毎に正確性が異なる情報となるに過ぎない。地図それのみで、領域権原を構成することはできず、それは、領域的権利を確立するための法的効力を国際法によって与えられた文書によってなされるものである。もちろん、ある場合には、地図はそのような法的効力を獲得するが、仮にそうであるからといって、その法的効力は地図固有の価値 (intrinsic merit) に由来するものではない。それは、そのような地図が、当該国家あるいは関係国の意思の物理的表現として区分できるからに他ならない。このような場合には、地図は、公文書と一体をなす一部となっている。このような明確に区別される場合を除いて、地図は、他の状況的種類の証拠とともに、現実を立証または再構成するために用いられる、信頼性があつたりなかつたりする外部証拠 (extrinsic evidence) に過ぎない²³。」

また、地図の技術的信頼性に関して以下の様に述べている。

「証拠としての地図に与えられる実際の重みは、考慮の幅による。地図の技術的な信頼性に関係する場合もある。このような場合は、とりわけ、1950 年代以降、航空写真や衛星写真の進展によって (地図の技術的信頼性は) かなり上昇している。しかしながら、その結果は、地図によってもたらされる本来の姿への信頼性が増え、地図相互間においてより正確に一致するようになった。それゆえ、人の介入によってもたらされる情報、たとえば、地名、地理的特徴の名称、境界の記述、他の政治的境界、より信頼性があるとはならなくなった。もちろん、地名に由来する情報の信頼性は高まったが、現地での検証によるものは、それほどでもない。しかしながら、地図学者の意見では、とりわけアクセスが難しい境界地域での国境の標示には、いまだに間違いがありふれている²⁴。」

さらに、地図の中立性に関しても以下の様に述べている。

「証拠としての地図に与えられる重みのその他

の考慮として、問題の紛争及び当該紛争当時国に対する地図の典拠の中立性に関係する。それなりに離れた時期について取り扱う際には、司法判決は、かなりの程度の注意力をもって地図を取り扱う。最近の時期の決定については、そうでもない、それは地図の技術的信頼性による。しかしながら、仮に、上で記述された保証が現時点に関してであったとしても、地図は、結論を裏書きする補強証拠 (corroborative evidence) 以上の法的価値をもつものではない。結果として、国家の意思を示す物理的表現として区分させる場合を除くほか、事実は法的権原に等しいという反論の余地がない前提でも取らない限り、地図だけでもって国境の証拠として取り扱うことはできない。地図の有する価値とは、補助的または確認的な証拠としての価値であって、このことは、地図に反証あるいは挙証責任の転換の効果を与えるほどの十分な法的推定 (*juris tantum presumption*) という性質を与えるものではない²⁵。」

このような判決を受けて、ヘッティング (Hetting) は地図の証拠価値は限定的であるとの評価を下している²⁶。

その他の ICJ の裁判における衛星画像の利用に関しては、1999 年 12 月 13 日に本案判決が出されたボツワナ共和国とナミビア共和国の間で争われたカシキリ・セドゥドゥ島事件がある²⁷。当該事件では、ボツワナ共和国とナミビア共和国の国境を流れるチョベ川の水路を特定するにあたって衛星画像が用いられたとの記述がある²⁸。パラアラングレン判事は、反対意見において、裁判に提出された航空写真や衛星画像は、1914 年以降に撮影されたものであり、裁判には関係のないものであると批判している。それらは、1890 年英独条約を解釈する目的で当時国の事後の実行を判断する決定的期日に関連するものであるとしている²⁹。

また、低潮線 (low-water line) を確定させるために衛星画像を用いられた事件として、2007 年 10 月 8 日に判決の出されたニカラグア共和国とホンジュラス共和国の間で争われたカリブ海における領土海洋紛争がある³⁰。当該事件では、ニカラグア共和国とホンジュラス共和国との国境を流れるココ川の河口及び南北の海岸線について、非常に活発な形態ダイナミクス状態 (morpho-dynamism) にあり、その結果、河口が常に形を変え、大量の堆積物を運んできた河口に不安定な島や浅瀬が形成されている状態にあった点が特徴的であった³¹。そのため、紛争当時国の双方が、衛星画像を用いて低潮線を確定させようとした³²。とりわけ、ホンジュラス共和国は、グラシアス・ア・ディオス岬の位置を最近の衛星画像で示した³³。しかしながら、裁判所は、1962 年の混合委員会がグラシアス・ア・ディオス岬とし

た地点を用いるものとし、衛星画像には依拠しなかった³⁴。

以上の事件では、裁判所は、衛星画像自体について正面から検討していない。ところが、2016 年 7 月 12 日に判決が言い渡されたフィリピン共和国と中華人民共和国との間で争われた南シナ海仲裁では、初めて衛星画像自体について検討を行っている³⁵。仲裁裁判所は、一般論として衛星画像が非常に利用価値の高い道具であると認めた上で、正確性や確からしさの程度が十分ではないと指摘している。即ち、フィリピン側が利用した、ランドサット 4 号 (地上分解能は 30.0m)、ランドサット 5 号 (地上分解能は 28.5m)、ランドサット 7 号 (地上分解能は 14.25m) 及びランドサット 8 号 (地上分解能は 14.25m) では、礁台 (reef platform) の小さな岩やサンゴ岩塊 (coral boulders) にある 1 m 以下の事物が高潮 (high tide) 時に水面上にある可能性について判断できないとしている³⁶。また、そのような衛星画像は、仮に役に立ったとしても、撮像された時点の高潮あるいは低潮のデータと並べることが出来ない³⁷。そのため、仲裁裁判所は、衛星画像からだけでは、撮像されたものが、岩であるのか低潮高地であるのか判断できないとしている³⁸。即ち、ブルキナファソ・マリ国境紛争事件において ICJ が述べたように、衛星画像は外部証拠でしかないこととなる。

4. おわりに

衛星リモートセンシングに関わる国際法の検討は始まったばかりだと言って良い³⁹。従来の検討は、衛星リモートセンシングという文脈では、宇宙法分野に限定されており、今後、先の論文で指摘したように、宇宙法以外の国際法分野における衛星リモートセンシングの取扱いについても整理していく必要がある⁴⁰。一方、国際裁判における取扱いをみると、本稿で見てきたとおり地図に関わる一形態として議論が行われてきているように見受けられる。

一方、小型衛星を中心に、衛星リモートセンシングを行う衛星の数は、爆発的に増加している傾向にあり、衛星リモートセンシング・データへの一般からのアクセスも飛躍的に進んでいる。衛星画像だけでなく、他の衛星リモートセンシング・データが、国際裁判だけでなく、国際法遵守の検証 (verification) の道具としての活用や国際紛争の研究資料として利活用できる可能性は大いに高いと思われる。今後も検討を重ねていきたい。

(令和元年 10 月 23 日受付)

謝辞：本稿は、JSPS 科研費課題番号 JP17K18549 及び福岡工業大学総合研究機構平成 30 年度研究員研究の成果

の一部である。

参考文献

[Dalfen 1972] Charles Dalfen, The International Legislative Process: Direct Broadcasting and Remote Earth Sensing by Satellite Compared, *Canadian Yearbook of International Law* (1972) Vol.10, pp.186-211.

[Dalfen 1980] Charles Dalfen, United Nations Principles on Remote Sensing: Report on Developments, 1970-1980, *Journal of Space Law* (1980) Vol.8, pp.103-153.

[Hetting 2008] Jana Kristin Hetting, *Satellite Imagery for Verification and Enforcement of Public International Law* (2008, Carl Heymanns Verlag).

[Markoff 1972] Marko G. Markoff, The International Aspects of Remote Sensing Satellite Activities, *Il Diritto Aereo: Rivista Trimestrale di Dottrina Giurisprudenza e*

Legislazione (1976) Vol.71, pp.357-399.

[Polter 1976] D. M. Polter, Remote Sensing and State Sovereignty, *Journal of Space Law* (1976) Vol.4, pp.99-115.

[von Kries 1996] Wulf von Kries, The UN Remote Sensing Principles of 1986 in Light of Subsequent development, *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht*, Vol.45 No.2 (1996) pp.166-179.

[Williams 2001] Sylvia-Maureen Williams, Reflections and Suggestions on Remote Sensing and International Law, *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht*, Vol.50 No.3 (2001) pp.409-418.

[Williams 2013] Maureen Williams, Satellite Evidence in International Institutions, Ray Purdy and Denise Leung [eds.], *Evidence from Earth Observation Satellite*, (Martinus Nijhoff, 2013) pp.195-216.

¹ 内閣府本府「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八一号）」『官報』第7144号（平成29年11月15日）3頁。当該法律自体は、『官報』号外第252号（平成28年11月16日）11-16頁において公布されている。なお同法の解説に関しては、内閣府宇宙開発戦略推進事務局「宇宙2法（人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律）の制定について」『NBL』No.1093（2017年）4-12頁、佐藤耕平「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（リモセン法）の概要について」『ジュリスト』No.1506（2017年）34-38頁、新谷美保子「衛星リモートセンシング法の概説と衛星データ活用の未来」『NBL』No.1109（2017年）4-10頁を参照した。

² 平成27年6月24日、第40回宇宙政策委員会、『資料5 宇宙政策委員会 中間取りまとめ（案）』13頁参照、<https://www8.cao.go.jp/space/comittee/dai40/gijisidai.html>（最終確認：2019年1月22日）。

³ 第190回国会衆議院『内閣委員会議事録』第14号（平成28年4月27日）24頁、島尻国務大臣発言部分参照。なお、ここにいう「国際社会の平和の確保等」に関しては、法案第2条第6号に「…その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（以下「国際社会の平和の確保等」という。）に支障を及ぼすおそれがあるもの…」との記載があり、「我が国の安全保障」が含まれていることに注意を要する。

⁴ 小塚莊一郎、横山経通「衛星リモートセンシング事業と情報法」『NBL』No.1127（2018年）4-14頁。

⁵ 一般的な説明として、Ram S. Jakhu and Paul Stephen Dempsey [eds.], *Routledge Handbook of Space Law*, (Routledge, 2017) の第8章 Regulation of Remote Sensing by Satellite (Sa'id Mosteshar 執筆部分)、第13章 Law relating to Remote Sensing – Earth Observation (Lesley Jane Smith and Catherine Doldirina 執筆部分) 及び Ito Atsuyo, *Legal Aspects of*

Satellite Remote Sensing (2011, Martinus Nijhoff) を参照した。

⁶ 宇宙条約の2018年1月現在の締約国は、130カ国、内23カ国は署名のみ。United Nations, Office for Outer Space, Committee on the Peaceful Uses of Outer Space, Legal Subcommittee, “Status of International Agreements relating to activities in outer space as at 1 January 2018” A/AC.105/C.2/2018/CRP.3 (2018), <http://www.unoosa.org/oosa/en/ourwork/spacelaw/treaties/status/index.html>（最終確認：1月30日）。

⁷ 宇宙条約の日本語正文に関しては、日本国外務省ホームページにある条約データ検索 (<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>) を利用した（最終確認：1月30日）。また、条約自体の正文に関しては、国連の United Nations Treaty Collection (<https://treaties.un.org>) を利用した（最終確認：1月30日）。

⁸ A/RES/3182(XXVIII)については[United Nations 1974], United Nations, *Resolutions adopted by the General Assembly during its 28th Session*, Vol. I (1974) pp.19-21 を参照した。

⁹ ランドサット1号の解像度に関しては、以下のサイトを参照した。 <https://www.restec.or.jp/satellite/landsat-1-2-3>（最終確認：2019年10月22日）。

¹⁰ 被撮影国による同意の必要性の主張に関しては、Valnora Leister, Remote Sensing of the Earth by Satellites and the Principle of Territorial Sovereignty, *Revista da Faculdade de Direito de São Paulo* (1976) Vol.71, pp.357-399 esp. p.381 及び Marietta Benko and Gerhard Gruber, The UN Committee on the Peaceful uses of Outer Space: Adoption of Principles on Remote Sensing of Earth from Outer Space and Other Recent Developments, *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht*, Vol.36 No.1 (1987) pp.17-46 esp.pp.18-19 を参照。

¹¹ 当時の米国の立場を反映した論文として、Ronald Stowe, The Development of International Law Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space, *Journal of Space Law* (1977) Vol.5, pp.101-123 esp.

pp.104-105 を参照した。

- ¹² この点に関しては、Gerald J. Mossinghoff and Laura D. Fuqua, United Nations Principles on Remote Sensing: Report on Developments, 1970-1980, *Journal of Space Law* (1980) Vol.8, pp.103-153 esp.pp.113-114 を参照した。
- ¹³ モスクワ条約の条文に関しては、Marietta Benko and Gerhard Gruber, The UN Committee on the Peaceful uses of Outer Space: Adoption of Principles on Remote Sensing of Earth from Outer Space and Other Recent Developments, *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht*, Vol.36 No.1 (1987) pp.17-46 esp.pp.37-40 を参照した。
- ¹⁴ 米国の主張に関しては、Marietta Benko and Gerhard Gruber, The UN Committee on the Peaceful uses of Outer Space: Adoption of Principles on Remote Sensing of Earth from Outer Space and Other Recent Developments, *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht*, Vol.36 No.1 (1987) pp.17-46 esp.p.37 を参照した。
- ¹⁵ PRS の原文に関しては、国連宇宙局 (Office for Outer Space Affairs, United Nations) のホームページを参照した。
http://www.unoosa.org/oosa/oosadoc/data/resolutions/1986/general_assembly_41st_session/res_4165.html (最終確認 1 月 30 日)。同原則の日本語訳に関しては、慶應義塾大学宇宙法研究センターが提供している宇宙法データベース (<https://space-law.keio.ac.jp/database.html>) を参照した。PRS の起草過程については、Atsuyo Ito, *Legal Aspects of Satellite Remote Sensing* (Martinus Nijhoff, 2011) pp.45-54 を参照した。
- ¹⁶ Ram S. Jakhu and Paul Stephen Dempsey [eds.], *Routledge Handbook of Space Law*, (2017, Routledge), p.148 (Sa'id Mosteshar 執筆部分)。
- ¹⁷ 栗林忠男 [編]『解説宇宙法資料』(1995 年、慶應通信) 94 頁 (潮田節子執筆部分)。
- ¹⁸ ICJ, Press release 1983/5, 25 October 1983, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/9837.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ¹⁹ ICJ, Order of 3 April 1985, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19850403-ORD-01-00-EN.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²⁰ ICJ, Order of 10 January 1986, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19860110-ORD-01-00-EN.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²¹ ICJ, Order of 10 January 1986, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19860110-ORD-01-00-EN.pdf>, Para. 32 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²² ICJ, Judgement of 22 December 1986, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-EN.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²³ ICJ, Judgement of 22 December 1986, [https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-](https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-EN.pdf)

[EN.pdf](https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-EN.pdf), Para. 54 (最終確認 : 10 月 30 日)。

- ²⁴ ICJ, Judgement of 22 December 1986, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-EN.pdf>, Para. 55 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²⁵ ICJ, Judgement of 22 December 1986, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/69/069-19861222-JUD-01-00-EN.pdf>, Para. 56 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²⁶ [Hetting] p.160.
- ²⁷ ICJ, Judgement of 13 December 1999, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/98/098-19991213-JUD-01-00-EN.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²⁸ ICJ, Judgement of 13 December 1999, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/98/098-19991213-JUD-01-00-EN.pdf>, Paras.29, 33 and 36 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ²⁹ ICJ, Dissenting opinion of Judge Parra-Aranguren to the Judgement of 13 December 1999, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/98/098-19991213-JUD-01-08-EN.pdf>, Para 78 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁰ ICJ, Judgement of 8 October 2007, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/120-20071008-JUD-01-00-EN.pdf> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³¹ ICJ, Judgement of 8 October 2007, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/120-20071008-JUD-01-00-EN.pdf>, Para. 32 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³² ICJ, Rejoinder of the republic of Honduras, 13 August 2003, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/13725.pdf>, esp. Plate 46 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³³ ICJ, Judgement of 8 October 2007, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/120-20071008-JUD-01-00-EN.pdf>, Para. 276 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁴ ICJ, Judgement of 8 October 2007, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/120-20071008-JUD-01-00-EN.pdf>, Para. 294 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁵ PCA, Award of 12 July 2016, <https://pcacases.com/web/sendAttach/2086> (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁶ PCA, Award of 12 July 2016, <https://pcacases.com/web/sendAttach/2086>, Para. 322 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁷ PCA, Award of 12 July 2016, <https://pcacases.com/web/sendAttach/2086>, Para. 323 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁸ PCA, Award of 12 July 2016, <https://pcacases.com/web/sendAttach/2086>, Para. 326 (最終確認 : 10 月 30 日)。
- ³⁹ 数少ない先例として、Ito Atsuyo, *Legal Aspects of Satellite Remote Sensing* (2011, Martinus Nijhoff)をあげる事が出来る。
- ⁴⁰ 中川智治「国際海洋法研究における衛星 AIS データ等の利活用について」『福岡工業大学環境科学研究所所報』第 11 巻 (2017 年) 77-89 頁。